BAR SLOPPY JOE Since 2006
店　名　スロッピー・ジョー
住　所　神戸市中央区下山手通2-16-2 サンビル2F-1
電　話　078-391-7810
時　間　午後五時～午前一時　不定休
予　算　3,000円程度から

徳島県立阿南光高校（西裕治校長）をめぐり、流布される「生徒の飛び降り自殺未遂」説。同校事務課長は「その噂は以前から流されている。誰が流しているのか不明だが、まったくの事実無根。もし事実ならきちんと公表する」と反論。

今回紹介するのは、神戸市下山手通にあるバー「スロッピー・ジョー」。場所は「だらしない人がいい人になる店」を直訳すると「スロッピー・ジョー」というバーだ。女性バーテンダーの生田理実さんに話を聞いた。

彼女は大学時代にアメリカ映画で観た世界観に興味を持ち、アルバイト募集の貼り紙を見てこの世界に飛び込んだという。

学生時代は皿洗いと二年の下積みを経験し、卒業後、「バーテンダーで頑張りたい」と本格的な修業を始めたという。

彼女は今年二月に日本人が主催したカクテルコンペティションで関西代表に輝いた。

オリジナルカクテル「ベルサッサ」。名前は「スコットランド語で美しい意味だが、アから見える美しいシルエットをイメージしたオーシャンブルーのカクテルだ。海を連想させる色彩を出すのに苦労を重ねたという。

だが、苗字と同じ有名な生田神社近くのバーに就職したことから「スロッピー・ジョー」と言えば、有名なバーテンダーの生田理実さんに聞いた。

神戸市下山手通の店名を直訳すると「だらしない人がいい人になる店」。場所は実は米国アイオワ州の郷土料理の名前。その昔、〝だらしなく〟美味しそうに食べている人がいることからこの名前が付けられたという。

その由来はともかく、神戸の「スロッピー・ジョー」と言えばバー。

マトソースなどを挟んだボリュームのあるサンドウィッチ。ジョーとしながらボロボロと食べんでボボとこぼ

▲バーテンダー修業僅か五年弱で関西代表になった生田理実さん。神戸のバー界に現れた新星だ。

婚についての話題が多いという。

「近未来の話なので現実的に考えていますが、肝心の相手がいないんです」と笑う彼女。

大学卒業後、この道に入って僅か五年弱、まだ二十七歳という若さながら才能が煌びやかに光る生田理実さんだ。

裁判に発展した神殿解体費の負担問題

「大教会が勝手に建てた疑似教会だ」と原告

原告は上板町にある矢武分教会の元代表役員の長男H氏。

被告は鳴門市にある大教会。大教会は本部直属の組織。大教会の代理人は別所の分教会の元代表役員H氏。

訴訟は、H氏が代表役員を務めていた平成三十年に建築した神殿の負担金をめぐるもの。

原告は、H氏は代表役員の職務を怠り、神殿建築費用は百五十万円。原告H氏は「百五十万円のうち、立て替えた百二十万円を支払え」と撫養大教会に求めている。

あってはならない神殿建築。平成三十年十月十九日に、取り壊しを理由に登記記録が閉鎖されている。

原告H氏は「一般人である私が、大教会が勝手に建てた疑似教会だ」と主張した。

「被告（撫養大教会）の土地を侵奪し、他人に建築した。平成三十年に退居し、解体の負担を当教会（矢武分教会）に与えた。財産を当教会（矢武分教会）に与えた。

分教会が解体費用を立て替えた建物は、被告が分教会の土地所有者に無断で建築したものである。

被告は不法行為を行い、原告に解体費用百二十万円の立て替えを余儀なくさせた。被告には不当利得がある」（裁判資料の要約）。

「解体費の支払い義務はない」と反論する被告

建物の解体費用を請求する原告に対し、被告の撫養大教会は「支払う理由がない」と反論した。

「原告は矢武分教会が自ら所有し、百五十万円を立て替え、払いしてきた百二十万円を請求しているが、被告と原告は別人格。解体費用を支払う義務は負ってない。請求は棄却されるべきである」（答弁書の要約）。

裁判は、原告H氏が「主張が理解できない」（地裁）、「当事者でなくなった」（地裁）と訴えを却下した。

「原告はH氏。H氏は当事者でなくなった」（地裁）と訴えを却下した。

「原告H氏は不適法であるので却下する」（地裁）。

判決の要約。

「主張が理解できない」（簡裁）、「当事者でなくなった」（簡裁）と訴えを却下した。

「原告はH氏。H氏は当事者でなくなった」（簡